

## 人事給与システム更新および保守契約 仕様書

### 1 業務名称

人事給与システム更新および保守契約

### 2 履行期間

- (1) 更新 契約締結日より 2026 年 12 月 31 日まで
- (2) 保守 2027 年 1 月 1 日より 5 年間

### 3 契約目的

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院では、現在利用している人事給与システムの機器の老朽化およびシステムサポート終了に伴い、現行業務の継続及び業務改善を目的にシステムの再構築を行う。

### 4 開発範囲、システム要件、作業場所、導入体制、保守体制、 別添①『包括的基本要件』のとおり

### 5 各種機能要件

別添②『ソフトウェア要件』に示す要件をすべて完全に満たすシステムを導入すること。

### 6 法令・条例等の適用

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

### 7 損傷部保証

受注者は、本業務の履行に際し、建物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合には、当法人担当者の指示に従い、同等以上の資材を持って、速やかに現状復旧をはかること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

### 8 守秘義務

- (1) 本業務の実施に必要な関係資料を本業務以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- (2) 関係書類を無断で持ち出さないこと。複写または複製をしないこと。
- (3) 本業務の実施または管理に関して、事故や不測の事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (4) 本業務に関して知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。
- (5) 受注者の責に帰すべき情報漏洩が発生した場合は、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、受注者の責任において処理しなければならない。
- (6) 受注者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受注者はその者に対して取得情報を秘匿させなければならない。
- (7) 受注者は、個人情報の取り扱いに関し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 9 提出書類及び成果品

提出書類および成果品は、紙または電子媒体で提示すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出期限
実施体制図	本業務着手時
完了届	更新完了時
成果品目録	
保守体制図	保守費用発生前

(2) 成果品

提出書類	部数
プロジェクト計画書（スケジュール等）	1式
要件定義に関するドキュメント	1式
試験結果報告書及び品質保証に関するドキュメント	1式
議事録	1式
各種研修資料	必要部数
各種マニュアル	必要部数

10 支払い条件

- (1) 人事給与システム更新構築が終了し、成果品その他の関係書類が提出され、発注者の検査に合格したときは、発注者の定める手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。
- (2) 構築したシステムについて、機器、ソフトウェア、各ライセンス、保守、運用管理を含んだサービスとして提供すること。サービス開始後、別途サービス提供の利用契約を締結し、月額利用料として支払いを行う。また、支払いの開始は、本稼働開始後とする。発注者および受注者双方の合意の上で、本稼働が変更となった場合は、支払い開始も変更となるものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載がない事項や追加、変更により本業務の遂行あるいは、安定稼働に必要と認められる対応については、発注者に提案を行い、協議・検討の上実施すること。
- (2) 発注者から本業務に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、書面または電子メールによる回答を行うこと。
- (3) 契約締結後、速やかに本業務における連絡先、連絡方法を提示し、発注者の承認を得ること。